

地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）による派遣に関する協定書（案）

小郡市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、総務省が制定する地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱に基づき、乙の社員を甲に派遣させるに当たり、派遣期間中の取扱いに関する事項について、次のとおり協定するため、協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（社員の派遣）

- 第1条 乙は、乙に2年以上所属する社員を、乙の社員の身分を保有したまま、甲へ派遣する（本協定により派遣される社員を、以下「派遣社員」という。）
- 派遣社員は甲の地域内に居住するものとし、住所及び連絡先等を書面により甲に通知するものとする。
 - 派遣社員の派遣期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までを予定する。
 - 前項に規定する派遣期間は、健康上の問題等やむを得ない理由があると認められるときは甲乙協議の上、その期間を月単位で短縮することができる。
 - 本協定に係る事業年度は4月1日から翌年3月31日とする。
 - 派遣社員の変更は、派遣社員の派遣期間が継続した6ヶ月以上経過しており、かつ業務の進捗及び内容に応じてより適切な派遣社員への変更が必要と認められるとき、または派遣期間が6ヶ月未満であっても健康上の問題等やむを得ない理由があると認められるときは、甲乙協議の上、実施することができる。
 - 派遣社員は、普通自動車免許を取得していることを条件とする。

（派遣期間中の業務）

第2条 派遣社員は、企業で培われたノウハウ、ネットワーク、マーケティング技術等を活かしながら、甲の魅力や価値の向上、地域経済の活性化のため、次に掲げる基本的業務に従事するものとする。

- 地域資源（七夕の里、恋人の聖地など）や食を活かした観光コンテンツの制作
- 食を通じた交流人口・関係人口の創出、拡大の推進に関すること
- 甲の生産者や飲食店、事業者等との連携に関すること
- 甲の産品を使ったふるさと納税返礼品の造成
- その他観光振興や来訪者の増加に向けた取組み
- 上記各号の情報発信に関すること

- 派遣社員の具体的事項の業務について、乙は、前条第3項に定める派遣期間の開始日までに業務計画表と職務経歴書を作成し、甲の承認を得なければならない。
- 前項の業務計画表を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、変更することができる。

（就業条件）

第3条 派遣社員の労働時間、休息时间、休日等の労働条件については、乙の規程に従うものとする。

- 2 派遣社員が前条第1項に規定する業務（以下「本件業務」という。）を遂行するに当たり、甲の承諾を得た上で、甲の事務室及び設備等を使用することができる。
- 3 派遣社員は、毎月末日までに、翌月の業務従事予定日、作業場所等について、甲と協議の上決定し、甲に通知しなければならない。
- 4 感染症の流行又は天災等の乙の責に帰し得ない事由により、本条第3項に定める業務時間に作業場所で本件業務に従事できない場合は、本件業務を実施したものとみなす。

（社会保険）

第4条 派遣社員は、派遣期間中も乙の社員の加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険の被保険者とする。

（年次有給休暇）

第5条 派遣社員の年次有給休暇の付与日数及び付与条件については、乙の規程に従うものとする。

（給与の支給等）

第6条 派遣社員の給与及び賞与は、乙の定める支給基準に従い、乙が派遣社員に直接支給する。

- 2 派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働者災害補償保険の事業主負担分、及び退職金引当に係る相当額（以下「給与等相当額」という。）並びに派遣社員の派遣期間中の甲の用務に係る旅費（交通費・出張旅費等を含むがこれに限らない）相当額（以下「旅費相当額」という。）は、負担金として、乙の請求に応じて甲が負担する。

（負担金）

第7条 令和5年度の負担金の上限額は、給与等相当額が金 〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税の額を含む。）、旅費相当額が金 〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。ただし、第1条第4項の規定により派遣期間を変更した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- 2 負担金のうち、給与相当額について、甲は令和5年10月末日までに金 〇〇〇〇円を、令和6年3月末日までに金 〇〇〇〇円を、乙の指定する銀行口座へ振り込みの方法で支払うものとする。旅費相当額については、乙の示す実績に基づき前項に定めた上限を超えない範囲で実費を毎月乙の指定する銀行口座へ振り込みの方法で支払うものとする。
- 3 本条第1項に定める負担金のほか、甲は、派遣社員が発案・提案した事業に関する費用、及び甲の派遣社員の受け入れ準備に係る費用（以下併せて「必要経費」という。）について、甲が認めたものに関して、次の金額を上限にこれを負担する。必要経費が発生する場合、支払方法及び支払時期については、甲乙別途協議の上決定する。

(1) 派遣社員が発案・提案した事業に関する費用：金 〇〇〇〇円

(2) 令和4年度中に甲の派遣社員の受け入れ準備にかかる必要経費が発生する場合は、甲乙別途協議の上決定する。

4 甲は、前二項について、適法な支払いの請求書の提出があったときは、その日から30日以内に負担金及び必要経費を乙に支払うものとする。

(災害補償)

第8条 派遣社員が業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病(以下「死傷等」という。)にかかった場合の災害補償は、乙の規程に基づき乙において処理するものとする。ただし、甲が所有する公用車を派遣社員が運転又は同乗の際に発生した事故において死傷等した場合、又は第三者を死傷等させた場合の災害補償は、甲乙協議の上決定するものとする。

(定期健康診断)

第9条 派遣社員に対する定期健康診断は、乙の規程により乙において行う。

(出勤状況等の通知及び報告)

第10条 派遣社員は、甲が指定する日までに、前月の出勤、時間外勤務及び休暇取得等について、甲に報告しなければならない。

2 甲は、派遣社員の出勤、時間外勤務及び休暇取得等について、定期的に乙に通知する。また、乙は必要に応じ甲に報告を求めることができる。

(信用失墜行為の禁止)

第11条 派遣社員は、甲の業務が公務であることを認識するとともに、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないよう努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第12条 派遣社員は、甲の承諾なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本協定の解除後及び期間満了後も、また同様とする。

2 派遣社員は、甲の承諾なく、業務上知り得た秘密を本件の目的外に使用してはならない。

(分限及び懲戒)

第13条 派遣社員の派遣期間中における分限処分及び懲戒処分については、甲乙協議して行うものとする。

(委託等の禁止)

第14条 派遣社員は、本件の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 派遣社員は、本件の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、派遣社員に対して、本件業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(実績報告)

第15条 派遣社員は、甲が指定する日までに、前月の業務の実施状況及び成果等を、書面

により甲に報告（以下「月次報告書」という。）しなければならない。

- 2 甲は、月次報告書を確認するものとし、月次報告書の内容に異議がある場合には、受領後7日以内に書面により派遣社員に通知するものとする。甲が、受領後7日以内に通知をしない場合は月次報告書を承認したものとする。
- 3 派遣社員は、本件業務が完了したとき（本件業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、本件業務の成果を記載した業務完了報告書及び業務成果品（以下「完了報告書」という。）を甲に提出するものとする。
- 4 甲は、前項の完了報告書等を受領したときは、その日から10日以内に業務成果品について検査を行わなければならない。この場合において、適当と認めるときは、当該業務成果品の引渡しを受けるものとする。
- 5 甲は、前項の検査の結果、不相当と認めるときは、派遣社員に修正等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

（著作権）

第16条 業務の過程において派遣社員が作成した資料等を甲に提供する場合は、その著作権については甲に帰属するものとする。ただし、乙が従前より有する著作権等及び甲乙別途合意の上定めた著作権等は乙に留保される。

（損害賠償）

第17条 甲又は乙が故意又は過失により相手方に損害を与えた場合は、その責の帰属の明確なものはその当事者が負うものとし、不明なものについては甲乙協議の上負担を定める。

（暴力団等排除に係る解除）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係をもちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は派遣社員を含む使用人（以下「使用人」という。）が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人

等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用する等していると認められるとき。

- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等の暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながらこれを利用する等していると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本協定を解除したことによって、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（協定解除）

第19条 甲又は乙は、相手方が本協定の各条項に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

- (1) 本協定を履行することができないと明らかに認められるとき。
- (2) 本協定の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、本協定の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき。

3 甲は、前2項の規定により本協定を解除した場合の負担金については、乙が遂行した業務に対する相応の金額として、甲乙協議の上定めるものとする。

（関係書類の整備及び保存等）

第20条 乙は、負担金の内容を明らかにするため、本件業務に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の事業に係る書類を、整備しなければならない。

2 前項の書類等は、第1条第3項に定める満了日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

（有効期間）

第21条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、第1条第4項の規定により、その期間を短縮した場合は、その日までとする。

2 令和6年度以降については、当該年度の負担金に見合う歳出予算成立を条件に別途協定書を締結する可能性はあるが、予算不成立又はその他の理由により、協定を締結せず本

協定を終了することで甲又は乙に損害が生じて相手方はその責めを負わないものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本協定について訴訟等が生じたときは、被告の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第23条 本協定において「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」、個人情報保護委員会が定めるガイドライン、その他関連する法令（告示、指針等を含み、以下あわせて「個人情報保護法等」という。）に定める情報であって、本件業務の遂行のために甲から乙に提供され又は乙が第三者（個人情報により識別される特定の個人を含む。次項において同じ）から取得するものをいう。なお、個人情報は、口頭、映像その他書面以外のあらゆる媒体を含み、形式を問わない。

2 乙は、本件業務の遂行のために個人情報を取得するにあたっては、個人情報保護法等を遵守し、これを適切に取り扱うものとする。

(その他)

第24条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として本書2通を作成して、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙